

《検査業務等取扱についてのお願い》

令和7年4月1日に手数料を改正します。つきましては下記の点にご注意願います。

現行検査手数料が適用となる場合の検査申請期日等について

《現行手数料適用外の場合は裏面参照》

令和7年3月31日(月)までに検査申請・各種届出申請をされる物件の申請期日・手数料・検査対象物件については、表記載のとおりとさせていただきます。

また、月末にかけて大変混雑が予想されます。ご希望に添えない場合が生じる可能性もございますのでお早目のご申請をお願いいたします。

	検査申請期日	検査手数料	検査対象物件
紙申請	R7/3/31 (月)	現行の検査手数料	4/19(土)までの日程ですすでに 検査日予約済の物件 (3/31(月)までに着工していること) 4/21(月)以降の検査日で予約された方は 4/1(火)以降の検査申請受付とします。
電子申請 (届出含)	R7/3/21 (金) ※1、※2	現行の検査手数料 3/21(金)を過ぎた 3月中の検査申請希望は別途相談 ※3/22(土)以降の申請分は原則受付が 4月以降になります	

(※1) 電子による検査申請・各種届出申請は、書類確認に時間を要するため 3月21日(金)までに必ず申請をお願いします。

(※2) 申請期日を過ぎた電子申請は、原則4月以降に新料金での本受付となります。

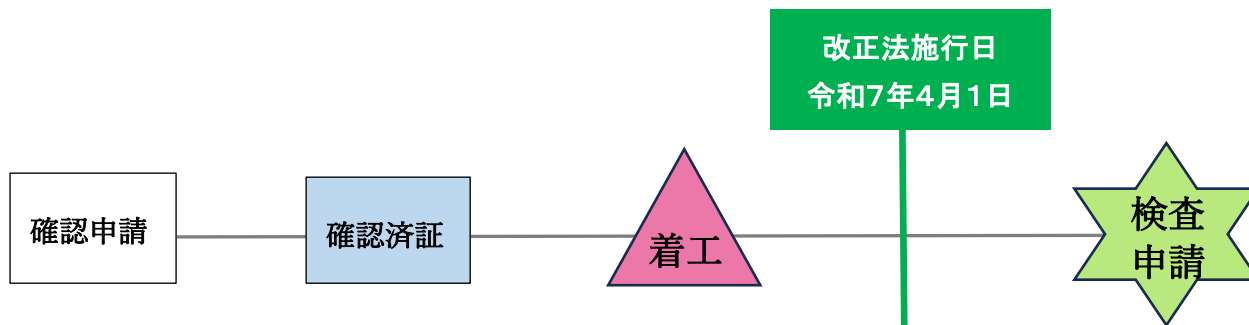
3月中に現行料金での受付を希望される方は、電子申請を取上げて、3月31日(月)までであれば紙申請(郵送もしくは窓口申請)に変更することが可能です。

※ 郵送申請で手数料を振込希望の場合はご注意ください。

(3月28日(金)までに郵送必着、入金確認できる物件に限ります)

また、3月31日(月)到着の郵送申請で手数料を振込で納付されたい方は、大変申し訳ございませんが4月1日(火)以降に新料金での受付となります。ご了承ください。

改正法施行日（4/1）前に確認済証交付・着工した物件で、施行日（4/1）以降の 検査申請となる場合の手数料について



令和7年3月31日（月）までに確認済証の交付・着工した物件を、令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）の期間内に検査申請（引受）する物件に限り、以下【別表1】・【別表2】の手数料を適用します。

別表1 旧基準検査手数料表 一戸建て住宅（令和7年度内検査申請引受物件限り）

申請床面積の合計	中間検査	完了検査
100 m ² 以内のもの	30,000	30,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	37,000	39,000
200 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	49,000	52,000

別表2 旧基準検査手数料表 その他用途（令和7年度内検査申請引受物件限り）

申請床面積の合計	中間検査	完了検査
100 m ² 以内のもの	34,000	36,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	50,000	51,000
200 m ² を超え、300 m ² 以内のもの	55,000	63,000
300 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	76,000	83,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	130,000	140,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	180,000	180,000

※令和7年4月1日以降に改正法を適用された確認物件の検査申請手数料は異なります。
詳細は次の URL、もしくはホームページのお知らせ欄をご確認ください。

https://kkak.jp/pages/1/detail=1/b_id=1/r_id=1402#block1-1402

【問合せ先】 経営企画部 経営企画課 TEL：045-212-3149
確認審査第1部 事務課 TEL：045-212-3592